

「愛知県家庭教育支援チーム」登録制度について（要綱）

1 趣旨

都市化や核家族化、ひとり親家庭や共働き家庭の増加、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱えつつ、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も存在し、また、児童虐待や不登校など、子供の育ちをめぐる課題も懸念され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

こうした中、子供たちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「愛知県家庭教育支援チーム」の設置を促進するとともに、各地域の取組状況の把握や効果的な事例・情報発信による県下の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、愛知県教育委員会として、愛知県家庭教育支援チームの登録制度を設ける。

なお、本要綱は、文部科学省が実施する「「家庭教育支援チーム」登録制度（要綱）」に基づいて策定する。

2 登録要件

地域の多様な人材を中心に組織し、保護者への家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の（１）から（９）までの要件をすべて満たしていること。

- （１）具体的な取組内容として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

ア 保護者等への学びの場の提供

保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応等

イ 保護者等への地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や日常的な交流の場の提供等

ウ アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて届ける支援）

保護者の居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等

エ その他、取組の目的・内容等が家庭教育支援に資するもの

- （２）継続的な取組を行うものであること。

- （３）団体自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

- （４）団体の構成員が反社会的勢力ではないこと。

- （５）営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。

- (6) 特定の政党、政治団体、宗教団体等の思想、信条及び利害に偏った目的による活動を行わないこと。
- (7) 上記(6)に該当しない場合であって、当該家庭教育支援チームの活動の趣旨と異なる活動について、宣伝や勧誘を行わないこと。
- (8) 家庭教育支援チームの趣旨に反する活動、公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある取組を行わないこと。
- (9) その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。
また、法令等に違反する又は違反する恐れのある行為を行わないことはもとより、愛知県教育委員会の信用を傷つける行為と判断される行為を行わないこと。

3 登録申請

登録しようとする家庭教育支援チームは、登録申請書（別紙2（愛知県版））に必要事項を記載し、活動や取組の内容が分かる資料を作成している場合は当該資料を添付の上、当該チームの活動拠点が所在する市町村の担当者へ提出すること。

当該市町村の担当者は、提出された申請書及び添付資料について、上記2の登録要件をすべて満たしているかを確認した上で、域内の教育事務所・支所の担当者を経由して（名古屋市の場合は直接。以下同様。）愛知県教育委員会あいちの学び推進課へ提出すること。

4 確認

愛知県教育委員会は、申請チームの取組が上記2の登録要件をすべて満たしているか確認を行う。

5 登録

- (1) 愛知県教育委員会は、上記4に係る確認の結果、申請チームの取組が上記2の登録要件をすべて満たしていると判断できるときは、「愛知県家庭教育支援チーム」の登録を行うとともに、上記3の登録申請のあった教育事務所・支所及び市町村の担当者を経由して、確認の結果を申請チームに通知する。
- (2) 登録期間は、登録日から翌々年度の3月31日までとする。
- (3) 愛知県教育委員会は、登録した家庭教育支援チーム（以下「登録チーム」という）から、必要に応じて活動の内容等の情報を求めることができる。
- (4) 登録チームは、上記5（3）の求めがあった場合には、求めに応じて情報を提供することとする。
- (5) 文部科学省に併せて登録を希望する当該チームは、文部科学省の登録申請書を愛知県教育委員会あいちの学び推進課へ提出すること。

6 登録チームに対する広報・情報提供等

- (1) 愛知県教育委員会は、登録チームの概要（チーム名、活動拠点、活動内容等）を愛知県あいちの学び推進課のホームページにて公表するなどして、広く周知する。
- (2) 愛知県教育委員会は、登録チームの求めに応じて、登録チームが実施する事業の情報（チラシ等）を、他の登録チームや愛知県子育てネットワーカー等に対して、電子メールにより配信するものとする。
- (3) 愛知県教育委員会は、登録チームに対して、家庭教育支援の取組の活性化に資する様々な情報を提供するものとする。

7 登録の取り消し

登録チームが解散もしくは活動を休止するとき、上記2の登録要件を満たさなくなったとき、又は、本制度の趣旨に反する行為をしたときは、愛知県教育委員会は、その登録を取り消すことができる。取り消したときは、当該チームの行政担当窓口が所在する教育事務所・支所及び市町村の担当者を経由して、その旨を当該チームに通知する。

8 変更及び更新

登録チームにおいて、申請書の記載事項に変更が生じた場合、又は、上記5（3）の登録期間が満了する場合は、申請書に必要事項（変更の場合は変更事項のみ、期間満了の場合は全ての事項）を記載の上、当該チームの行政担当窓口が所在する市町村及び教育事務所・支所の担当者を経由して、速やかに愛知県教育委員会へ提出すること。

なお、上記申請書（変更及び更新）に記載した事項のうち、活動内容（申請書（2）③）に変更が生じる場合には、事前に上記3に準ずる申請を行い、上記5（1）に準ずる登録要件を満たしている旨の愛知県教育委員会の確認を得ること。

9 所掌

- (1) 本制度に関する事務は、愛知県教育委員会あいちの学び推進課で所掌する。
- (2) 愛知県教育委員会あいちの学び推進課は、家庭教育支援チームの登録促進及び、登録チームの活動支援をするために、愛知県庁内の各部局との連携を横断的に図る。

10 その他

- (1) この文書に定めるもののほか、必要な事項は愛知県教育委員会あいちの学び推進課が別に定める。
- (2) 本件の登録にあたっては、文部科学省が定める以下の文書を参照すること。
 - ・別紙1：「家庭教育支援チーム」の登録制度について（要綱：令和5年5月9日改正）
 - ・別紙2：「家庭教育支援チーム」登録申請書

- ・別紙２：「家庭教育支援チーム」登録申請書（記入例）
- ・別紙３：「家庭教育支援チーム」運用指針（令和２年３月２７日最新改正）
- ・別紙４：「家庭教育支援チーム」登録制度Ｑ＆Ａ（令和２年３月一部改正）
- ・参 考：登録申込みの流れ

附則

この要綱は、令和４年９月６日から適用する。

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

この要綱は、令和７年１０月２０日から適用する。